

都筑中央公園における損害賠償請求事件について

本市を被告として訴えを提起されていた、平成22年（ワ）第764号損害賠償請求事件について、横浜地方裁判所より平成24年7月17日に判決が言い渡され、原告、被告双方の控訴がなかったため、平成24年8月1日に判決が確定しました。

1 裁判の概要

(1) 提訴の内容

都筑中央公園の水路（以下「水路」という。）及びその周辺に堆積していた落ち葉やゴミが、平成18年12月26日から平成18年12月27日未明にかけて降った大雨により、水路上のスクリーンを塞いだため、雨水が水路から溢れ出て、公園に隣接する株式会社マルサン商会（以下「原告」という。）店舗の地下駐車場に浸水し、駐車中の自動車4台及び給水ポンプ室が水没した。

原告は、横浜市の職員が水路にたまったごみ等を除去する義務を怠ったこと、水路に落ち葉の堆積を防ぐ対策を取らなかったこと等により事故が起きたとして、横浜市に対し約500万円の損害賠償を請求した。

(2) 判決

横浜地方裁判所は、平成24年7月17日の判決で横浜市の損害賠償責任を認め、被害額を約290万円とし、横浜市の過失割合5割分の約145万円を原告に支払えとの判決をした。

2 控訴しない理由

(1) 12月としては異例の大雨であり、事故の予測が難しかったとする本市主張に対し、「他の月には今回を上回る降水がある。当日夜には大雨洪水警報が出ている。12月の落ち葉の堆積状況が他月と大きく異なる。」以上の点から、水が溢れ出す事が予測できなかったとは言えないとの判決があり、判決を覆す合理的説明が困難であるため。

(2) 原告側排水設備の不備や能力低下の因果関係を主張した本市に対し、「不備がある事は認めるも、落ち葉の量からすれば事故は避けられなかった。排水設備の能力不足は認められない。」以上の点から、因果関係は認められないとの判決があり、原告側排水設備に不備が無ければ事故は起こらなかったことを、当時の状況で実証することが困難であるため。

3 今後の対応

平成24年8月1日に判決が確定したため、損害賠償金の支払手続きを進めてまいります。